平成２６年（フ）第８７号
埼玉県富士見市ふじみ野東１丁目23番地11
サンハイツふじみ野101
債務者　大木　梨絵
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９７号
埼玉県川越市大字古谷上6083番地７Ｎ－１棟401号室
債務者　伊藤　弘子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９８号
埼玉県所沢市上新井５丁目35番地の３　アニエスガーデン301
債務者　丸　　義克
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３９号
静岡県三島市徳倉３丁目14番10号　スターハイツ203
債務者　六車　隆幸
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
静岡県三島市・若松町・4423番地の４
債務者　勝又加乃子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３６４号
愛知県安城市池浦町池浦98番地23　エスペランス池浦Ａ―205
債務者　ＭＤシステムズこと　梅原　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７３号
愛知県刈谷市築地町５丁目35番地12　サークルハイツＶ201号
債務者　平原　陽子（旧姓平岡・奥野）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
大阪府泉佐野市鶴原４丁目６番22号　清水荘
債務者　福富　邦子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第６３２号
大阪府泉佐野市新安松３丁目１番７―215号、前住所大阪府泉佐野市大木1036番地
債務者　塩谷　秀行
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目７番11号
債務者　丸田　　優
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
大阪府岸和田市田治米町311番地の１
債務者　藤谷　文子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地46棟401号、前住所大阪府泉南市信達市場1902番地の11
債務者　浦田　一正
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
大阪府岸和田市春木泉町１番４―401号、前住所大阪府岸和田市吉井町４丁目１番８―109号
債務者　原　　浩人（旧姓折原）
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第８４号
大阪府岸和田市土生町２丁目17番１―501号
債務者　塚本　照子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１佐野台住宅５―202
債務者　松尾美登利
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
大阪府和泉市葛の葉町２丁目14番19―203号
債務者　楠本　蘭世
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
大阪府和泉市幸１丁目８番１―617号
債務者　岡本由起子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係